

## (仮称)市庁舎多目的室の利用に関する条例及び規則の制定について

- 目 的 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、北広島市庁舎の多目的室を市の事務及び事業に支障のない範囲で市民等の使用に供することについて、必要な事項を定めるものです。
- 位 置 北広島市中央4丁目2番地1 北広島市庁舎1階
- 利用時間 午前9時から午後9時まで
- 休 日 年末年始(12月29日から1月3日まで)
- 使用申込み ・市民の方は、使用日の3月前の属する月の初日から  
・市民以外の方は、使用日の2月前の属する月の初日から
- 使用の不許可 ・公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。  
・施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。  
・市の事務及び事業や他の利用者に影響を及ぼすような音や振動が出る活動を行うとき  
・その他管理運営上支障があるとき。

## 使用料金

- ・表中の基本使用料は一般料金です。
- ・割増や減額、免除の基準に該当する場合は基本使用料から割増又は減額となります。

部屋名	面積(㎡)	基本使用料(円/時間)
多目的室1	48.94	360円
多目的室2	59.71	450円
多目的室3	63.72	480円
多目的室4	91.29	680円

使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなします。(例えば、1時間15分は2時間となります。)

使用時間の中には、準備や片付けなどの時間も含まれます。

使用料は申請(許可)時に納付していただきます。

## 使用料の割増

次の場合は使用料が割増となります。

- ・使用者が市民以外の者である場合
- ・使用が営利目的などの場合
- ・入場料その他これに類する料金が1,000円を超えるものを徴収する場合

#### 使用料の減額・免除

次の場合は使用料が減免又は免除となります。

- ・市が主催又は共催する事業、小中学校の全市的な行事、登録ボランティア団体、障がい者により構成された団体、社会福祉協議会、地域社会福祉推進団体等、高校生以下の団体、65歳以上の高齢者団体、社会教育関係登録団体、自治会・町内会等、市内の特定非営利活動法人が使用する場合

#### キャンセルや変更

- ・使用日の15日前までに使用中止を申し出た場合は、使用料の半額を還付します。それ以外は還付しません。
- ・使用時間や部屋の変更により不足額が生じる場合は、不足分を納付していただきます。

#### 販売行為等の禁止

- ・物品の販売又は寄付金の募集その他これらに類する行為は禁止とします。
- ・このほか、北広島市庁舎管理規則に定める禁止行為を行うことはできません。

#### 今後のスケジュール

平成28年12月15日～平成29年1月16日

パブリックコメントの実施（市広報12月15日号、市ホームページで周知）

平成29年2月

平成29年第1回北広島市議会定例会に条例案を提案

平成29年5月

条例等施行予定